

# 第2次巨理町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和4年3月

宮城県巨理町

## 目次

### 第1章 計画の基本的事項

- 1. 計画策定の背景と目的…………… 1
- 2. 計画の位置づけ…………… 2
- 3. 計画の期間及び基準年度…………… 2
- 4. 計画の対象範囲…………… 2
- 5. 対象とする温室効果ガス…………… 4

### 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 燃料及び電気の使用状況と温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量…… 5
- 2. 本計画の削減目標…………… 6

### 第3章 具体的な取り組み…………… 7

### 第4章 計画の推進と実施状況の点検・評価・公表

- 1. 推進体制…………… 10
- 2. 点検・評価…………… 10
- 3. 公表…………… 10

### 参考資料…………… 11

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景と目的

現在、最も重要な環境問題といわれている地球温暖化は、私たちの日々の生活や経済活動等、人為的起源による温室効果ガスの増加が原因とされています。

必要以上に資源やエネルギーを消費する大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、地球環境への負荷の少ない循環型社会の構築やエネルギーの有効利用が求められており、町民、事業者、町が協働で、積極的に環境保全活動を推進していくことが必要です。

国際的には、平成27(2015)年に、第21回締約国会議(COP21)がフランスのパリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

これらの国際的動きを受けて、平成28(2016)年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、日本の中期目標として、日本の温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26.0%減とすることが掲げられました。

また、菅前総理大臣は、令和2(2020)年所信表明演説において、令和32(2050)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月に開催された米国主催気候サミットにおいて、令和32(2050)年カーボンニュートラルの長期目標と整合的で、野心的な目標として、日本では令和12(2030)年度において、温室効果ガスの平成25(2013)年度からの46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意を表明しました。

令和3(2021)年10～11月には、第26回締約国会議(COP26)がイギリスのグラスゴーにおいて開催され、成果文書にて世界の平均気温の上昇を産業革命から1.5℃にとどめる目標を実現するための努力を追求することが明記されました。

本町では、平成20(2008)年7月に良好な環境の保全及び創造することを決意し、「亘理町環境基本条例」が制定されました。またこの条例に基づき、平成22(2010)年3月に環境全般に対する施策を総合的に取り組むための指針として「亘理町環境基本計画」を策定(令和3(2021)年3月に亘理町環境基本計画を更新)し、地球環境への負荷の少ない地球にやさしいまちを基本目標に掲げ、地球温暖化対策に取り組んでいくこととしました。

これらのことを踏まえ、本町でも様々な事務・事業を進める中で、率先して環境に配慮した取組みを実践していくことは、環境負荷の低減に効果があるだけでなく、町民・事業者の自主的な活動の活発化につながるものと思います。

「第2次亘理町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「実行計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本町が自らの事務・事業を対象として、地球温暖化対策に取り組んでいくため策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

実行計画は、「第2次亘理町環境基本計画」に基づく地球温暖化対策への取り組みであるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき市町村が策定することとされている「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」として位置づけるものです。

本町の事務・事業の実施にあたっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量等の削減目標の実現に向けて、さまざまな取り組みを行うとともに地球温暖化対策の推進を図ります。

### ○地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

**第二十一条** 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

**2** 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

## 3 計画の期間及び基準年度

実行計画は令和4(2022)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とします。また、令和3(2021)年4月に開催された米国主催気候サミットにて日本が、令和12(2030)年度において、温室効果ガスの平成25(2013)年度からの46%削減を目指すことを宣言しているため、基準年度を平成25(2013)年度として削減目標を定めます。

なお、実行計画は実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4 計画の対象範囲

実行計画の対象は本町が行うすべての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

ただし、外部委託等により実施するものや町が所有している施設の中で、指定管理者制度等により管理運営している施設の事務・事業(管理は委託しているものの、町が燃料費・電気料を直接支出している場合を除く)は対象範囲外としますが、これらの受託者等に対しては、可能な限り環境負荷低減のための措置を講じるよう要請することとします。

## ○互理町の主な対象施設(令和3年度時点)

	主管課等	主な対象施設名
1	総務課	防災倉庫
2	財政課	本庁舎、防災広場、中集会所
3	健康推進課	保健福祉センター
4	子ども未来課	保育所、児童館、児童クラブ、中央児童センター
5	農林水産課	農村創作活動センター
6	商工観光課	御狩屋仮設施設
7	施設管理課	公園
8	上下水道課	田沢浄水場
9	互理地区交流センター	中央公民館、佐藤記念体育館、武道館
10	荒浜地区交流センター	勤労青少年ホーム、荒浜体育館
11	逢隈地区交流センター	働く婦人の家
12	吉田地区交流センター	農村環境改善センター、吉田体育館
13	教育総務課	小学校、中学校、給食センター
14	生涯学習課	運動場、防災広場、B&G海洋センター体育館
15	図書館	図書館
16	郷土資料館	郷土資料館

※各施設で管理している公用車はそれぞれの施設に含めます。

※施設の新増設については、対象施設として加えることとします。

※街灯等、電気使用量によらず電気料金が定額である契約は、使用量が推計しかできず、誤差が大きいため対象から除きます。

## 5 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、次の7種類の温室効果ガスを対象としていますが、当面は、温室効果ガスの排出量を多く占めている「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）」を削減の対象とします。

その他の6種類については、発生量が少ないことが予想されることや活動量の把握が技術的に困難であることから算定の対象外とします。

### ○地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に示される温室効果ガスの種類

	温室効果ガス		人為的な発生源
1	二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	電気の使用、石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼、廃棄物等の焼却
2	メタン	CH <sub>4</sub>	化石燃料の燃焼、下水処理、自動車の走行、廃棄物等の焼却
3	一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	ガス冷房機、コンロ、ストーブ、非常用発電機等の使用、化石燃料の燃焼、自動車の走行
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	冷蔵庫、カーエアコンの冷媒やスプレー等の充填廃棄時の漏洩
5	パーフルオロカーボン	PFC	半導体等の製品洗浄に使用、使用時の漏洩
6	六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	電気絶縁ガス
7	三ふっ化窒素	NF <sub>3</sub>	半導体化学でエッチング液

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1 燃料及び電気の使用状況と温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量

令和3(2021)年4月に開催された米国主催気候サミットにおいて、日本が令和12(2030)年度において、温室効果ガスの平成25(2013)年度からの46%削減を目指すことを宣言しており、基準年度である平成25(2013)年度の対象施設の使用状況と使用量に、二酸化炭素排出係数を乗じて算出した二酸化炭素排出量は下記のとおりです。

#### ○平成25(2013)年度互理町の事務・事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量

項目	使用量		二酸化炭素排出量 (kg - CO <sub>2</sub> )	排出割合
電 気	2,939,857.00	kwh	1,378,793	66.0 %
灯 油	86,034.60	ℓ	214,226	10.3 %
A 重 油	126,900.00	ℓ	343,899	16.5 %
ガ ソ リ ン	38,094.69	ℓ	88,380	4.2 %
軽 油	13,367.53	ℓ	35,023	1.7 %
L P ガ ス	4,625.00	m <sup>3</sup>	27,750	1.3 %
合 計			2,088,071	100.0 %

#### 【参考】令和2(2020)年度互理町の事務・事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量

項目	使用量		二酸化炭素排出量 (kg - CO <sub>2</sub> )	排出割合
電 気	3,776,055.00	kwh	1,959,772	80.5 %
灯 油	81,889.20	ℓ	203,904	8.4 %
A 重 油	0.00	ℓ	0	0.0 %
ガ ソ リ ン	24,525.12	ℓ	56,898	2.3 %
軽 油	3,315.42	ℓ	8,553	0.4 %
L P ガ ス	34,428.20	m <sup>3</sup>	206,569	8.5 %
合 計			2,435,696	100.0 %

※四捨五入の関係で合計が100.1%になっています。

**2 本計画の削減目標**

平成25(2013)年度を基準年度として、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間に、二酸化炭素の排出量の削減目標を下記のとおりとします。

対 象	削減目標	目標年度排出量 ※令和 12(2030)年度
二酸化炭素	46%	1,127,558 (kg - CO <sub>2</sub> )

## 第3章 具体的な取り組み

削減目標を達成するためには、各職場において様々な取り組みを実践しなければなりません。一方で、町民への対応及びサービスに支障のない範囲で行なう必要があります。

以下は、すべての職場で日常的に配慮すべき基本的な項目です。

### 1 省エネルギー対策

配慮項目	具体的な取り組み	効果
◇照明	①始業前、昼休み、残業時は、業務に支障のない範囲で共用部(会議室・廊下・トイレ・給湯室等)を消灯 ②廊下やトイレ等、自然光量で行動できる場合は消灯 ③利用場所の明るさに応じ、蛍光灯本数の削減 ④LED照明などの省エネ型製品を導入	◎
◇電気機器等	①パソコン、コピー機等は省エネ型で環境負荷の少ない製品を導入 ②パソコン、コピー機等、未使用時の省エネモードの設定 ③勤務時間外の不必要なコピー機、パソコン等の電源オフ ④退庁時には、プリンタや電気ポットなどの電源オフ ⑤温水洗浄便座は、保温・温水の設定温度を適切にし、使用後はふたを閉める	◎
◇冷暖房機器	①冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃になるように努める ②冷暖房効率を上げるため、カーテン・ブラインドを活用 ③冷暖房中の窓やドアは、こまめな開閉を心がける ④クールビズ・ウォームビズの推進 ⑤使用していない部屋の空調は停止する	◎
◇エレベーターの使用	①できるだけ階段を利用する	◎
◇給湯機器、調理器具等	①火力等の調整・適切な使用時間に心がける ②食器等の洗浄の際は温度設定に配慮する	◎
◇業務の効率化	①事務効率の向上に努め、残業時間の削減及び定時退庁の促進を図る	◎

※「効果」欄：◎は温室効果ガス排出抑制に直接的に資する取り組み

○は温室効果ガス排出抑制に間接的に資する取り組み

## 2 公用車の適正利用等

配慮項目	具体的な取り組み	効果
◇低燃費車の導入等	①低燃費車や低公害車の導入 ②低燃費車や低公害車の優先的利用	◎
◇適正運転の実施	①急発進・急加速や不必要なアイドリング等をしない ②不必要な荷物を降ろし車体の軽量化を図る ③定期的なタイヤの空気圧調整・整備 ④減速時は早めにアクセルを離し、エンジブレーキを活用する ⑤エアコンは、適切に使用する ⑥Web 会議の活用により、公用車の使用削減に努める	◎
◇その他	①可能な限り公共交通機関や自転車を利用する ②出張時等における相乗り等、効率的な運用を図る ③使用簿で走行距離数を管理する	◎

## 3 省資源・リサイクル対策

配慮項目	具体的な取り組み	効果
◇水の使用抑制	①洗車や清掃等の際には、水の使用量の抑制に努める ②その他、日常的な節水の励行	○
◇用紙類の削減	①両面コピー、両面印刷の徹底 ②ミスプリント等の裏紙使用と使用済み封筒の再利用 ③縮小可能なものの縮小コピーの徹底（A4判化の徹底） ④資料の簡素化と作成部数の適正化に努める ⑤庁内LANを積極的に活用し、会議資料のペーパーレス化を図る	○
◇廃棄物の発生抑制	①ごみの発生抑制と分別を徹底し、ごみの減量化を図る ②詰め替え等により、繰り返し利用可能な製品を購入する ③店舗利用時には、レジ袋を受け取らず、エコバック（マイバック）を利用する。 ④備品等の修繕に努め、利用の長期化を図る	○

※「効果」欄：◎は温室効果ガス排出抑制に直接的に資する取り組み  
○は温室効果ガス排出抑制に間接的に資する取り組み

#### 4 環境に配慮した製品購入等の推進

配慮項目	具体的な取り組み	効果
◇グリーン購入等の推進	①環境にやさしい物品やグリーン購入法による物品の利用促進に努めます	○
◇その他	①長期使用が可能な製品を購入し、長く使用することを心がける ②物品の計画的な購入と適正な在庫管理に努める ③物品等の購入の際は、包装の簡素化を要請します	○

#### 5 公共事業における環境負荷の低減等

配慮項目	具体的な取り組み	効果
◇環境負荷低減の推進	①公共工事の際には、一定の環境負荷低減効果が認められている建築資材、建設機械、工法等に配慮する ②廃棄物の削減及びリサイクルしやすい製品を優先的に選択する ③二酸化炭素吸収源対策として、施設の緑化を推進する ④公共施設等の規模の適正化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合・複合化に取り組む	○
◇省エネルギー・省資源の推進	①太陽光発電など、再生可能エネルギーの採用を優先的に検討する ②自動水洗等の節水機器の導入を検討する	○

#### 6 職員の意識向上

配慮項目	具体的な取り組み	効果
◇職員の意識向上	①職員に対し地球温暖化対策に関する情報を提供し、職員の意識向上に努める ②施設管理者は、施設利用者に節電を呼びかけるとともに、事務室や共用部に節電を促すメッセージを掲示するなど、節電意識の啓発に努める	○
◇その他	①巨理町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、町民・事業者・行政が省エネルギーなどの対策による温室効果ガスの排出量削減を進める	◎

※「効果」欄：◎は温室効果ガス排出抑制に直接的に資する取り組み  
○は温室効果ガス排出抑制に間接的に資する取り組み

## 第4章 計画の推進と実施状況の点検・評価・公表

社会情勢や経済情勢の変化等、町の環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。この計画の適切な推進は、こうした状況の変化を的確に捉え、施策や具体的な取り組みへ反映させることが重要です。

そこで計画の実効性を高めるために、以下のような推進体制と進行管理の仕組みにより計画を実行します。

### 1 推進体制

地球温暖化対策を進めるためには、本計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務・事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから推進体制として互理町地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、実行性のある計画の推進を図ります。

#### （1）推進本部の内容

推進本部は、本部長を町長、副本部長に副町長・教育長、構成員に会計管理者、各課の長、教育次長、各行政委員会事務局の長、議会事務局の長、地区交流センターの長として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進、点検を行います。

#### （2）推進担当者の配置

各課の班等及び各出先機関に1名以上の推進担当者を配置し、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的推進を図ります。

#### （3）事務局

事務局を町民生活課に置き、計画全体の進捗状況を把握し、総合的な管理を行い事業の推進を図ります。

#### （4）職員の意識向上

本計画を着実に推進するには、職員一人ひとりの実践と組織的な連携が必要不可欠であるため、職員に対し地球温暖化対策に関する情報の提供をし、意識向上を図ります。

### 2 点検・評価

事務局が各推進担当者を通し、定期的に進捗状況や温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を全庁的に調査し、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

### 3 公表

計画の実施状況（温室効果ガスの排出量の推移）については、ホームページ等により公表します。

<b>参考資料</b>
-------------

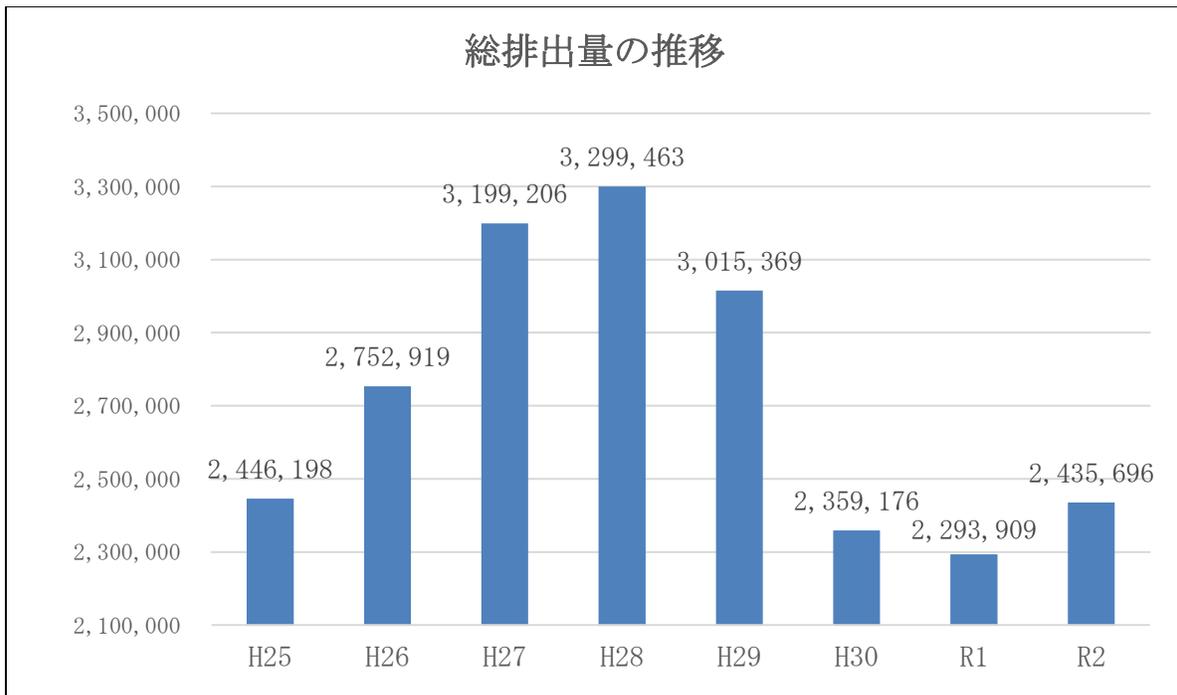
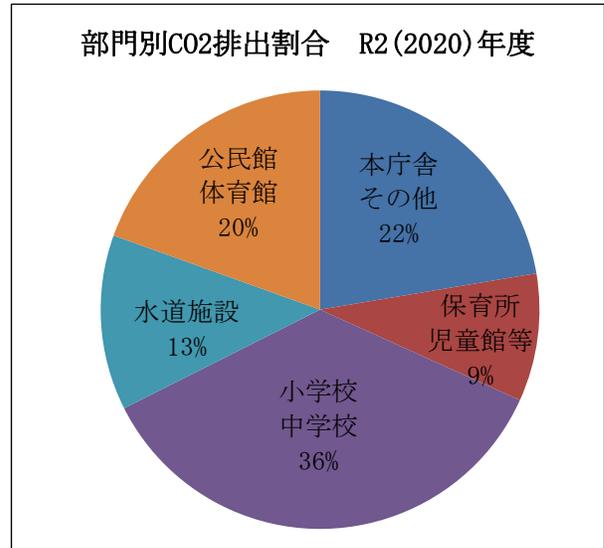
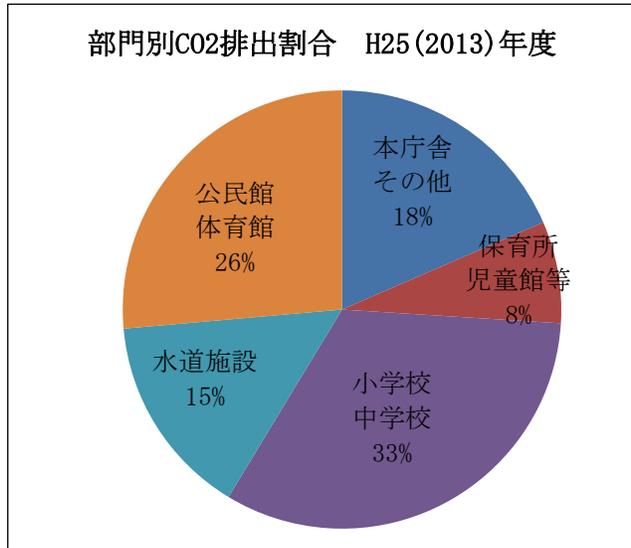
## ○平成25(2013)年度(基準年)における施設毎燃料等使用量

	主管課等	ガソリン (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPガス (m <sup>3</sup> )	電気 (kwh)
1	総務課	4,563.34	0.00	3,080.00	0.00	4.60	3,575.00
2	企画財政課	11,997.08	2,348.00	0.00	0.00	140.00	329,820.00
3	用地対策課	1,516.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
4	税務課	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
5	町民生活課	2,088.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
6	福祉課	0.00	13,449.00	0.00	0.00	3,172.40	208,006.00
7	被災者支援課	460.90	0.00	0.00	0.00	161.40	52,225.00
8	健康推進課	938.60	269.00	0.00	0.00	17.00	10,301.00
9	地域包括支援センター	1454.71	0.00	0.00	0.00	4.40	3,410.00
10	農林水産課	2,873.00	0.00	0.00	0.00	196.70	31,300.00
11	商工観光課	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	120.00
12	わたり温泉鳥の海	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
13	農業委員会	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	都市建設課	4,077.85	0.00	9,862.13	0.00	0.00	132,924.00
15	復興まちづくり課	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
16	上下水道課	3,849.19	0.00	0.00	0.00	18.40	475,754.00
17	荒浜支所	84.00	100.00	0.00	0.00	14.00	38,706.00
18	逢隈支所	80.50	0.00	0.00	0.00	31.60	24,831.00
19	吉田支所	175.22	0.00	0.00	0.00	22.80	50,194.00
20	会計課	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
21	議会事務局	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
22	学務課	215.55	67,065.60	0.00	0.00	260.70	733,017.00
23	学校給食センター	448.25	18.00	0.00	97,000.00	342.00	149,534.00
24	生涯学習課	2,462.97	0.00	20.00	0.00	82.00	50,089.00
25	中央公民館	404.33	2,785.00	18.00	0.00	83.20	222,862.00
26	図書館	0.00	0.00	340.90	29,900.00	72.50	423,189.00
27	郷土資料館	404.09	0.00	46.50	0.00	1.30	0.00
	合 計	38,094.69	86,034.60	13,367.53	126,900.00	4,625.00	2,939,857.00

## ○令和2(2020)年度における施設毎燃料等使用量

	主管課等	ガソリン (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPガス (m <sup>3</sup> )	電気 (kwh)
1	総務課	2,239.67	0.00	694.40	0.00	0.00	2,312.00
2	財政課	5,302.08	0.00	30.00	0.00	12.00	727,444.00
3	税務課	321.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
4	町民生活課	1,549.66	0.00	0.00	0.00	0.00	736.00
5	福祉課	315.85	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
6	子ども未来課	0.00	823.00	0.00	0.00	6,830.40	359,080.00
7	健康推進課	481.57	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8	長寿介護課	1,866.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
9	農林水産課	1,899.96	0.00	54.00	0.00	110.70	13,761.00
10	商工観光課	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13,484.00
11	農業委員会	272.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
12	都市建設課	2,025.63	0.00	2,464.32	0.00	0.00	0.00
13	施設管理課	1,217.20	0.00	0.00	0.00	0.00	100,097.00
14	上下水道課	2,351.57	0.00	52.70	0.00	2.40	504,062.00
15	互理地区交流センター	128.00	2,033.00	0.00	0.00	23.00	162,875.00
16	荒浜地区交流センター	132.20	136.00	0.00	0.00	23.00	52,950.00
17	逢隈地区交流センター	119.00	243.00	0.00	0.00	12.00	25,225.00
18	吉田地区交流センター	146.00	0.00	0.00	0.00	5.60	63,201.00
19	議会事務局	166.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
20	教育総務課	965.00	77,990.00	0.00	0.00	268.80	1,126,981.00
21	学校給食センター	195.60	0.00	0.00	0.00	27,046.00	170,056.00
22	生涯学習課	2,504.88	664.20	20.00	0.00	4.00	56,294.00
23	図書館	203.72	0.00	0.00	0.00	90.30	397,497.00
24	郷土資料館	119.93	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	合計	24,525.12	81,889.20	3,315.42	0.00	34,428.20	3,776,055.00

※主管課等における主な対象施設はP3を参照



## 〇二酸化炭素総排出量の計算方法

総排出量は、項目ごとに集計した使用量に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項第1号」に規定する次の排出係数を乗じて算出します。

なお、電気の使用に係る排出係数は毎年変動することから、削減目標値の算定にあたっては、環境省「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」を使用しています。

燃 料 等	排出係数	備 考
ガソリン	2.32 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項第1号」より
灯 油	2.49 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	
軽 油	2.58 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	
A 重 油	2.71 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	
液化石油ガス (LPG)	6.0 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	「プロパン、ブタン、LPガスのCO <sub>2</sub> 排出原単位に係るガイドライン」 日本LPガス協会より 3.0kg-CO <sub>2</sub> /kg÷0.502=6.0 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> 「0.502」は、プロパンの産気率
電気（東北電力）	0.519kg-CO <sub>2</sub> /kwh 【令和2(2020)年度】	電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）より